

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 自動車税種別割の指定代理納付者を指定した件 一六
- 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 一六
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 一六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 一七
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 一八
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 一八
- 道路の区域を変更する件 一八
- 道路の供用を開始する件 一八
- 落札者を決定した件 一八
- 一般競争入札を行う件 一九

告 示

福島県告示第三百七十三号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を指定したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定代理納付者の名称及び所在地
株式会社東邦カード 福島県福島市大町四番四号
- 二 株式会社東邦クレジットサービス 福島県福島市大町四番四号
指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる歳入の種類
福島県自動車税種別割
- 三 委託期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

（税 務 課）

福島県告示第三百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所
鈴木 一徳 福島県郡山市咲田一丁目一番二十三号
- 二 契約の期間の始期
令和三年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）

福島県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指定年月日

アイランド薬局 大玉店	安達郡大玉村大字玉貫一〇六一	令和三年四月一日
福島県太陽の国クリニック	西白河郡西郷村大字真船字芝原二九一	同日

(社会福祉課)

福島県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
そうごう薬局 喜多方店	喜多方市関柴町上高領字広面六五七一〇	令和三年三月三十一日
尾形歯科医院	二本松市油井字八軒町一〇	平成二十八年一〇月三十一日
あい歯科クリニック	本宮市本宮字南町裡四七	令和三年三月三十一日
福島県太陽の国病院	西白河郡西郷村大字真船字芝原二九一	同日

(社会福祉課)

福島県告示第三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

三森歯科医院	白河市愛宕町五一	令和三年五月二十六日
長谷川医院	南会津郡南会津町田島字中町甲三九三六	同 年三月一七日

(社会福祉課)

福島県告示第三百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年四月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七九番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
令和三年四月一日
- 四 届出年月日
令和三年四月八日
- 五 届出をした者
イオンモール株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年四月二十三日から同年五月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン郡山島 福島県郡山市島二丁目四八番一号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、柳津町土地改良区から令和三年四月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第三百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六七の二八・六七の三五・六七の三六・六七の四五
(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
- 二一 解除予定保安林の所在場所
相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六七の二八・六七の三五・六七の三六・六七の四五
(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第三百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道相馬 亘理線	相馬郡新地町今泉字浜 畑一三五番四地先から 同 郡同 町大戸浜字 前田西八番地先まで	変更前	変更後	一一・二一 三二・六	一七〇〇・〇
		一一・二一 三二・六	一一・二一 三二・六		

(道路計画課)

福島県告示第三百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年四月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬亘理線	相馬郡新地町今泉字浜畑一三五番 四地先から 同 郡同 町大戸浜字吾安谷地八 八番四地先まで	令和三年四月三〇日

公 告

相馬郡新地町大戸浜字小沢北八番
地先から
同 郡同 町大戸浜字前田西八番
地先まで

(道路計画課)

公告第86号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年4月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,140,000部
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年4月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
1部あたり7.35円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年2月19日

(入札用度課)

福島県警察本部公告第57号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける文書管理システムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年4月23日

福島県警察本部長 和田 薫

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 文書管理システム 一式（システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和4年1月1日から令和9年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年5月21日（金）午後5時ま

でに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和3年4月23日（金）から同年5月21日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年4月29日及び同年5月3日から同月5日までを除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和3年6月8日（火）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年6月7日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Document Management System 1 set (including installation, setting, adjustment, transition, formulation, tests, removal and others of the system)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 8 June 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 7 June 2021
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

（ 会 計 課 ）